

駒澤大学 各学部等の教員組織の編制方針

仏教学部

仏教学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、仏教学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りがないよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、仏教学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

仏教学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、仏教学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

文学部

文学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、文学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りがないよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、文学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

文学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、文学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

経済学部

経済学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、経済学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りが無いよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、経済学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

経済学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、経済学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

法学部

法学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、法学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りが無いよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、法学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

法学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、法学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

経営学部

経営学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、経営学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りが無いよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、経営学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

経営学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、経営学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

医療健康科学部

医療健康科学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、医療健康科学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りが無いよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

診療放射線技師を育成する上で教育上主要と認められる科目については、専門分野で業績がある専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、医療健康科学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

医療健康科学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、医療健康科学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

グローバル・メディア・スタディーズ学部

グローバル・メディア・スタディーズ学部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、グローバル・メディア・スタディーズ学部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育研究水準の維持向上及び活性化を目的に、教員組織の多様性（ダイバーシティ）と包括（インクルージョン）に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、組織としての教員構成であるために、年齢や性別に著しい偏りが無いよう積極的に配慮する。

3. 科目担当

教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、グローバル・メディア・スタディーズ学部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

グローバル・メディア・スタディーズ学部の各教員は、自らの教育の質の保証を行うため、PDCA サイクルに従い、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、グローバル・メディア・スタディーズ学部は大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価並びに改善を積極的に行う。

総合教育研究部

総合教育研究部は、大学の教員組織の編制方針を前提として、大学の建学の理念の具現化を目指し、以下の点に留意して教員組織を編制する。

1. 教員数

大学設置基準における必要教員数を踏まえ、総合教育研究部の教育の理念を実現するために、適切な数の専任教員を配置する。

2. 構成

教育・研究の水準向上および活性化を目的に、教員組織の多様性と包括性に留意して、国籍、性別、信条等による差別を行わない。ただし、教員構成上、年齢や性別に著しい偏りが無いよう配慮する。

3. 科目担当

すべての科目について、適切な教員が担当するよう配置する。

4. 人事

法令、学内規程並びに理事会決定等の範囲内において、総合教育研究部が自律的かつ公正に定める基準に則り、適切な手続きに従い透明性を担保すると同時に説明責任を果たせる適切な人事を行う。

5. 教員の資質の向上

総合教育研究部の各教員は、自らの教育の質を保証するため、自律的に授業評価及び不断の改善を行う責任を持つ。また、総合教育研究部は、大学の機関としての立場から、自らの機関としての自己点検・評価ならびに改善を積極的に行う。